平成２１年（フ）第２７５号
鳥取県米子市和田町2839番地
債務者　高虫美千子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８３号
鳥取県米子市彦名町５番地12
債務者　杉村眞由美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２９１号
鳥取県日野郡日野町金持1100番地
債務者　若林　信宏
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４３６号
広島市中区吉島西１丁目27番２号
債務者　橋詰紀久子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０７号
広島市中区吉島新町２丁目27番14―202号
債務者　石井　洋美（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１８号
広島市安佐南区山本６丁目34番２号
債務者　田川　　勲
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１７号
広島市中区江波南１丁目９番２号
債務者　大工社こと　平野　和弘
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１８号
広島市安佐南区相田３丁目17番18号
債務者　平野　　昭
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６８号
山口県下関市関西町５番14号
債務者　吉村　　功
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
山口県下関市大字綾羅木228番地１、前住所
山口県下関市武久町１丁目39番５号
債務者　向本　貴志
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
山口県下関市上田中町８丁目12番４号
債務者　河村　政成
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７８０号
愛媛県松山市中村３丁目１番35号　三武マンション203号
債務者　平岡　麻見
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２８号
愛媛県四国中央市川之江町3112番地６　メゾンモンシャトウ305号、旧住所愛媛県四国中央市豊岡町長田1018番地の２
債務者　潮見　勝美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１５２号
愛媛県西条市福武甲471番地６
債務者　野口　頼枝
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３２号
愛媛県新居浜市宇高町１丁目３番661号
債務者　伊藤　仁美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３５号
愛媛県四国中央市下柏町818番地１　レオパレスエスペランサ2002　204号
債務者　三好　由紀（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３６号
愛媛県西条市朔日市584番地
債務者　岡林　健二
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３８号
愛媛県西条市喜多川786番地１
債務者　酒井　陽子（旧姓三島）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部